

浜松市条例第 17 号

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例

浜松市介護保険条例（平成 12 年浜松市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の特例)</p> <p>第 4 条 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>市長が特別の事情があると認めたとときを除き</u>、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の特例)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p><u>(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の特例)</u></p> <p>第 5 条 <u>第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和</u></p>

8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者

に限る。) の令和8年度における保険料率の算定についての第4条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市介護保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(あらし)

この条例は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の特例を定めるほか、保険料の減免規定を改めるものです。